治平金訓

漫録

第一

二十二

十一

内閣文庫

和書 類 三四五六九 號 二一 冊 一九函 八架

186
閣

内閣文庫
番號 和 34569
冊數 21（11）
函號 190 119

共廿一

国立公文書館
National Archives of Japan

治平金剛巻之二十二

臣一　相業二

一　酒井雅楽頭忠世　御城内にて御旗本に行逢ハれしに忠世ハ下駄をはき御旗本ハ草履なりしか忠世下駄を脱んとせしに彼御旗本申ハやかて御下駄めし候へと申けれハ忠世申ハ自分の下駄を下駄と申て上様の御下駄をハ御ゝと申さるゝやと有りけれハ彼人も驚き入りしとそ此頃ハ老中なとの下ニ付るの字をつけて呼ふ武道盛なる時世なれハ

一　秘作ニ之

一　御城ニ而ハ町ゟ出入商家呉服物の案内長脇指を結構ニして
指ハりし者ハ町の者迄も此富貴ニ勝りて分限を越て振舞ひける
ニ酒井忠世御見付ニ長脇も差　恥し居けるを招き近付ニ服差を見
せ一とやさしれを種々て刑後ニ振といひ道具といひ侍中ニも
不経の服差ハ多く見ゆるし哀なる後身の役ニて長脇ニ及
されハ鞘をハ恰好見る所ありとて奥の方へ指引せし候中御礼ニ出し候の
者つとふ中ニ抜身ある服差をもてあつかひ十徳の袖ニ押隠し
てもいく寂居且ハ一人目ニ立ぬ様子ニ指居りて此目付の通らるゝ

毎夜ニ子を来ねらるゝ中ニして鞘を止ゆて見る鞘斗り出者数
中とハ九酒井夜の事ニ抜身ありしをゆるして此方へ中迄寄らるゝさや鞘を以て振子
あらん御合されけく共同し挨拶して通らるゝ此礼も色々て退出
ける中ニ長脇ハ抜身の服差我物なるを指頻てなにもなく此目付
を執りける外の不学なし雖然此夜の退出を待合て何ひやせしと斗り
ニて参らるゝ故も未列ニハ各退出しられ彼鞘ハ返されをそれより夜ニ
しこ程の者ハ或人ニ振舞ニて忠世夜ハ退出の由を申出しさ人々より謂
見て退出し赤ら長脇出ひるハ町人の内ニても法体長袖の分と

しても無益の義と雖末代に及てかくハなされけんとこと願
ては後ハ木の枕ゝ村の短刀を柄鞘の端斗ヶ蒔絵の上て指ゝるされハ
分をこゆる奢侈をおのれと知る様にとの意之

明良洪範

一 大猷院様の御時代の猿楽有んとせる前夜に大雨にて
御舞台見へさせるへき塀の白土壊たしにいかゝせんと人々云ける処に
松平伊豆守信綱白き奉書の紙を以て張らせられしかハ皆々其知智
の程を感しあひける処に酒井讃岐守忠勝伊豆守に向て讃岐守か
存する所ハ其人にハ劣りさる事ハなかりさると知せ奉る程よき御者
されんに何事も御のまゝなるらんと思召さんにハ驕奢をみちひき
奉りてこそあれ其時ハいかゝしあらんといひけれハ伊豆守俄に心服せら
せけり江戸の墨田川に橋なかりしを酒井忠勝申て橋を掛られし
けり要害の為なりけるをいふ人ありけり忠勝天下を治るに人を以て
要害とせらるへし人苦んて何の益か有へき人を苦しめて要害とせハ
江戸ハ一日も持たへからしと言上せられけり

一 台徳院様御他界の時御披露の義ハ天下の様子を見合て可然との
評議なりし酒井讃岐守忠勝曰不然今晩中に遂明日出仕可然とて

明純息ハ於江戸之先中出産
相國様被為御他界　将軍様の義
家光公へ御譲られ候旨申渡之上ニても天下を望ミ候者あらハ我
時之ごとく天下を御渡し可被成候と弓矢の法を以て御渡し可被成営内存
ニおゐて殿中上ニあれハ諸大名御請申人なかりしに中納言政宗一人
進ミ出御挨拶申上
家光公へ　将軍職御譲の事天下安堵の由ハ申まても
権現様の御厚恩の者なれハ謀人あるへき様なし若謀人の者
あらハ我政宗を討手ニ仰付られ早速馳つけ一戦と云ふ(?)諸御陣觸
聞にて御鎮本(?)へ申し由也

一
慶安元年
大猷院様御上洛有之所酒井讃岐守入道空印も御供ニ　仰付られ
御上洛の砌ニて當町小川町ニて旗本の家中若(?)出て往来の町人
ホを斬殺し其殺を志さて(?)立退町奉行所より與力同心を出し
吟味に及ふといへとも中々防へき中りもなし誰て其時ハ乱世よりの
有きたりなれハ御旗本捨置ハ天下の災ともなるへきと御留守の御老中

より早馬を立て日々京都へ出さるゝ事絡繹として櫛の歯を挽が
ごとし
大猷院様在世に　上意ありけるハ如何して此の騒動を鎮めんやと
御末流に及ひなひける在世ハもはや此事ハ必らず御旗本中の業なら
んと推量せられし処此騒動を鎮めん事ハいと安き事に御座候必
ずみせいくさせずにかくハ御返答申上板倉内膳正を以て只今の御旗本
中へ申渡されけるハ
将軍家ハ上洛の跡にて江戸表にをひて哀き辻切等有之由殊ハ番町

小川町辺ハ甚々数十人に及ふの段
上聞に達しけるに
将軍家の　上意にハ世治ていまだ宥もなきに
御城近辺にをひて殊に番町旗本屋敷の中にて辻切数多
有之是旗本中武道の心掛うとき故なり能きハ参申すへし
若重て何様成る事あらハ其旗本の越度たるへしと申渡されし
然れハ其後より辻切等之人もなかりしとなり
一
大猷院様御代青山備前守忠誠の子旦馬されし子因幡守大番頭

まて二千石願しけるに　御前へ召され父伯耆守忠俊の事を思召
忘れ給はぬ伯耆守か我に仕へしことく　竹千代に奉公すへく
しとて御加増小諸の城主に仰付られし二万石下されける此旨伯耆守
へ申渡へしとの　上意にて御使を遣されける砌に伯耆守はや逝去の
参忠職変によりて願ひ奉りける所て周備なる事
厳有院様の御代初近も年大老まてさし遣されしと云後寛文二年
大坂御城代の御吟味ありし時酒井雅楽頭讃岐守殿雅楽頭と共に推挙申てこそ
三月廿九日より大坂御城代に被仰付周備ある也と云　仰付ける是迄は松平

丹波守水野出羽守内藤帯刀三人年々勤番して交代しける此時
右に帰され御城代に定められけり阿部豊後守青山氏の袖を引まし
て其度は節目我等も存寄あらん事申されけりしと殿下の申上るまし
ての義にや　上にも兼て思召もふけられしと其度の事度々迷惑
のおもく目出度との挨拶之是を聴りして周備ある　御城より直に
牛込殿下の山荘に来り悦申されハ殿下御ゟ猶申されけれは人々
ありて云　仰付らる義之ゆへなくハいて我々申上兼きや右
伯耆守度の忠情を思召捨られさる厚之職を以て殊重にいと申

さられ候る此周備守ハ七又郎守ハ讃岐守を悟らしと却て讃岐守
ハ今周備守を申上往沢凡人の知る処よあらじと諸人天下の往を
感しけるとかや

一 御湯殿役久庵遠州の後大赦仰るよ付彼者を赦帳よのせて
御前よして久世大和守殿之讀上候るよ免せらの御詞あられハ其
次を讀んとせし処酒井讃岐守忠勝様よ於へ居候るか今一度
よミ上へとやせし故又よミ上しよ御家色黒変凡ハさ乜まへ其
よミさし候るを指も押返しこの讀しとやけるよ也らしけり

よみ上次を讀にして　上意を待けるよハ免せしと志らく仰ら
在候る

一 酒井忠勝願ゟ若州よ而変　大猷院様上意よて駿府よて
十八万石を下さるへき旨仰付られし付忠勝御請申上候ハ
権現様御座被成し所ハ私等上往而候御座きいる所よ御免
下され度旨申上候ハ甲府よて廿万石を下さるへしと仰付
候へハ維新の頃へ私等ハ甲斐川の所のるよ御座候とて又く甚く御辞
退申上候ニ付後尼寺真を御内くまて遣され　上意よ讃岐守

若州をも有之ともなき候と見へ候得ハ若州の續ニて
江州の内志賀高嶋の二郡を一所ニ御加恩ある可し此度辞退ニ付
てハ此度　上意を違背せらるゝ次第の一ツにもなるへき事早
速御請申上候得ハ此旨様彼へ内意を申含候様との御事なり
右の趣京極高次へ申達せられ候ハ隠て冥加ニ相叶ありかたき
次第ニ御座候私ハ只今の知行高ニ而分ニ過たる儀ニ候此上ニ御加恩お
と申事ハ存掛なき事之候間幾重ニも御辞退申上候旨申上けれハ
考候へハ昔より寵遇の臣大禄を得候ハ禍る人ある事ニ候

覆せる例かくれ無之候ハ本多上野介なとにて考られ候我等
とても何時氣の違ひ候事出来候まじきものにもあらず候然は
御上の御為にも私の身にても宜からす候ニ付たとへ
我等一代ハ慎を以ても子孫にいたりて不覚なる者ます事も斗り難し
さされ候ハ御請申上さるか公私につき宜く候と申されけれハ高真も
感服して帰られし其後　大猷院様甚御感ありて尤御沙汰
右止候と云

一 酒井忠勝ハ　上意ニ付公方様の御寵遇ニ付若狭小浜

いかゝ思召ん　大猷院様ハ右之段申上られ候ヘハ甚タ右の
始末を御政事へ仰出され殊の外御機嫌あしく候文御政事申上
られ候ハヽ当時松平を九指に申上候ものハ御答あり外にハ御座あら
ましく候と其の志ほまてゆく涙を流し申上られ候ハヽ
大猷院様御感悦ありされ御機嫌も直り候よし

一　由井正雪逆謀の節訴人有之露顕右御吟味松平伊豆守つきさり
是又悪き者たり巧みの詮義に於ても根葉をからし御仕置御付
られ候へきとの事にて残らす候者ハ段々召捕られ或ハ自滅致し候者
彼是有之候へともすゝしく御吟味きひしく御付られ候は大勝伊豆守
へ申されしハ正雪党類を始残らす候ものは召捕られ候上ハもはや御吟味
ハ差止られ然るへく候剣別に候ハヽ却て其も右来乱を引おこしもの
ましく候段々異見申されしよし政事人情の大体を得られ候事也

一　何之の年の御造営の節の事にや　御城御普請御用松平
伊豆守夜扱ハれ候時御宿の材木以前より一本木之
台徳院様御代火災の後東多上野御手伝にて御造営の節も材
木一本の通り木にて候由ヘ今度も通り木にて云之ハてハ良材に事

欠候ニ付、ケ様之儀ニ付方々御吟味有之、やう〳〵富士山より前方の
木ニ劣らざる良材ありて引替られ候得ば満足ニ存候、尤忠勝
右良材を覧て、三中より二ツニ引切候やうにとの義ニ付、右觸りの
役人いろ〳〵と存候へども、無是非ニ被仰付候事也、挽切候得ば惜き気にて
候ハ如何也、挽切るやうと申されし故、右の次第を申候へハ、重て是非の
拍子にて忠勝ハ對話の時如何也、右木は切せ候やうと尋られ候へハ
忠勝されハの事ニ候、前ニ一本の通り木と此節つきよする木用ひ候てハ
人魂り往候、不傳世話にて良材と見おされ、天下の為めに欠さる事ハ

相立候組し、此度一本の通り木にて継ぎ有之候へハ、すこしも永代
つきたる木あるまじく、然ハ九間にてハ至て御普請の節、材木の見苦
も少なからく有ましくても、賄ひ費用もかゝり、永々の難儀ニ及ひ候ハ
此度良材を取替られ候上ニて挽切り用ひられ候ハ、天下ニ良材あるまじけ
さるゆゑハ、末々ハさりて向後つきよする木にても若しかるまじくとの事
ニ付然ハ此者それ挽切らせ候旨申されし故、惜き事も家康被仰渡され
候由

一 京極若狭守忠高卒去、嗣子無之候へハ國を除るへき時の條令なれハ

彼地をハ公收ありといへとも名家数代の兆をたてさんる事を惜まれて
忠高の甥に被處有刑部少輔高和に京極の苗字を相續の為大津
の女頭六万石をてらつ由を仰らるて既井伊掃部頭直孝申しけるハ京極と
申者ハ慶長五年の役に籠城せし人なりけれハ一人ハ城をあけて
討死し一人ハ城を守て遅しけれとも京極家ハ数百年来の名家也へ
しの子孫ハ出雲隠岐二十四万石をたまハりける申居ハ開山普代と云忠死と云
彼をも思ひてこそ　元和八年最上二十四万石を賜りけれハ申居
伊賀守忠恒早世子なきに依て去寛永十三年最上の城地を公收せらる

の苗字を殘さまんしめ忠恒か弟主膳正忠玄に俗列まて二万二千石
をたまハりけり今京極刑部少輔に六万石ハ過分之との事之井伊中将か理に
一座服しけるを酒井讃岐守忠勝少て越掃部頭殿宣ふ通り大津
伏見の籠城の功に於てハ討死しけると守き渡しけるをもりて
論されハ除君まてく家あらす又ハ家を吟味せまハ申居ハ近江以来
此譜代京極ハ　御当家同列の大名之名跡なかきハ子孫也御振に
召仕ハれ領知収公上て此枝持来をかりしか下ひとても何とて申代
実仮を申上さる処此譜代者一の筆之儀とも父祖の功を思ひて申居

彦右衛門本領高程を主膳正に譲られし京極家も又一旦御味方申され
て始終志変せさる忠を以て今迄ハ大津の本領六万石ハ彼家の禄にして
当家の御恩に預りし者とおもつて彼本領の高を以て京極家を立
置るゝハ向後当家の御恩賞に御譜代の諸侯と次第異なりし上本
領にもへハ誰か批判申へきと思しとや世俗一統と評議一同して
右の子細と
上様にも達しける迄ハ讃岐守か申せし六万石を給て播州龍野の城主に
仰付られ其後万治年中に讃州丸亀の城地を譲られるとかや

一 大猷院様毎度　御成に讃岐守か山荘へ入せ玉ひ長安寺と云寺号を
付られ玉ひ其寺号もお意にて山号をハ沢庵附られくの　上意を以て
東海寺沢庵和尚定め今山と内自筆の額を掛られ玉ひける去程に
大猷院様の御逝去後ハ皆　御成書院の上壇に飾られしを
其長安寺に移し安置せらるへく時観世　御成の様に家来たと
述へに思ハ自分に於て擬申されしきまへハ毎朝花献の花を自分に
死て是を辛るに服指をハ遥の次に至て　御生前に　御前へ出る
時のふるまひを遠へる様我を急られ其迄者の御あやまりてこそ慎く

入込時ハ止て勿体なしと制して悉さゝる殺色にて戦ひ競ことして
猷の立まるへし
一 寛永八年八月十日殿中に於て井上主計頭を八豊島刑部殺害しける
大猷院様には無ゆよく作法なきハ殿中にて老臣をうつる狼藉不届の至
なりと向後のいましめに急度仕置ましまし(と)の旨くされハ親類も仕付撤
るへき由大方に一変して是なると酒井讃岐守忠勝頭を振つてやれるハ
侍の意地を立んと立へきハ小身の者大名に向て勝負せんと思ひ
活らんハ途中私宅にてハ人多く存分能成るへし何時にても
各我らに意趣を含む旗本の人々ハ殿中こそよき仕所なれハ殿中と
行しかるとて親類に掛らんハ却て後世の訛りと思ひさるへきとなりと
て豊島が名跡ハ改易にして止ぬ
一 水戸頼房卿逝去の節 厳有院様ハ御嗣子光國卿へ服氣ハ安居
は尋の 上使に遣はされ光國卿喪服のまゝ仕対面あり儒道は崇我
よつき衣を通さんへとつりは若年より愛文未就毋変ゆるやかく候御
酒井忠勝を田御中ち資宗を指さ本紀の礼に随ハ候私として呉邦
の服を用られ候段能るへからす

当時
公方様御幼年の折柄尾張紀州家より續ける水戸家より宗右の
装束にて　上使に御對面御事ハ天下の法度の礼儀を乱られ候
始兎に存候へく筆ハ如様の事御帳候様御帳ある事しとえハ
水戸殿へ入魂のよしに付此段申ゆくゝ申されけり光國公右の段
御兼候　台御誤進て酒井邸へ御出頭候の御謝辞と仰られけり

一 其比井伊掃部頭酒井讃岐守松平伊豆守なとく各の中むつましく
見へさりけるを諸人云けることによりて　上聞に達しける者共ありけん

一 或時御近習も　御前にて老職の者共互に中よからぬ段沙汰
されけり意不忠の至りとの　上意なりける讃岐守申上けるハ
御役ながら勤るに付てハ公私ともむつましく仕候てハ不叶候但余
所目諸人に私なき事を知らせん所作を知らせ重面々の非を互
にいひ合て同席を合申談する由云上しけれハ
大猷院様尤之様有へき事なれ申老の様候と仰られハいやしく
申老の様子なれ様に見へ申候と見様に申上るハ不成事にて候と
申上られけるとかや

一 大猷院様

厳有院様御両代良臣朝にみつ中にも酒井雅楽頭忠世ハ天下の
執権たりしかとも謙譲とありて職を大炊頭にゆつり又大炊頭ハ
酒井讃岐守忠勝に職を譲り忠勝又後の雅楽頭忠清に職を
譲く迄て讃岐守ハ引退き重き相談役の身を忠清に
申極させける良しく私なき者
上を敬する職の忠臣之と世上にて徳を称せし

一 保科肥後守正之執政たりし時江戸大火の後民食のとほしきを
甚是をうれへて諸大名をして國地に帰らしむ是によりて米を
價やすくして民安堵せり且火災の後老職の人々うれひて云官庫
ことく焼て帝代の重宝烏有と成るもの多し皆云是を秘し
て世人をして志らしむへからすと正之聞て國家云宝として
何事かなしすつへく歎ハし珍寶の焼失せるに何そ愁ふるに足
らんや又何そ秘するに及んやと尤皆正之の大度に服せし
二月に旗本の士焼亡せる者に分に應して普請料の金を賜ふ
依るに官庫乏しき程に及ひてハいかゝあらんと云議有るに

正之云もし官庫よたくはへらるゝ米ハかゝる時の用ふ用ひすしも
施しあふ為の料よあてらるゝや此時ふ当りて救ひ給ふ事なら
らんよハ衍へたまふなれよハ志らしくつひよ一同救ひ給ふる
よハ成りぬ万治元年正之議して海渠を堀らせ玉川の水
を江府よ引しも人民用水よ足しめられて其利を今に得る同
二年九月朔日江城の経営成るよしゐ井伊掃部頭直孝酒井
空印讃岐守忠勝右議して天守を築かんとせしを正之の日城よ天守を
建るハ近世の事ニて実ハ軍用ニ詮なきを徒よ観望よ備ふるのミ

今猶よ民力をつひやさて益なかるへしと実をもつてやむ

一 明暦の大火ふ至て
御本丸回禄よ及ふ時
将軍の　御座本城よ評議有て多くハ上野へ御動座有
らんと云族多かりし小保科中将正之今是を以て西丸幸ふ
して残れりたん西丸へ御移
御座を移されん西丸も焼亡よおよはゝ
御本丸の焼跡ふ御陣屋立らるへきまします上野へきこと上野なとへ

御勘定奉行衆尤との一言各尤と同心して
御本丸ハ火かゝりたれハ西の丸へ御移り遊さるゝ迄の事成に
在江戸の大小名類焼に逢ふるゝハ諸ふく在所出帳にて各分国
に下向すへき旨に定めらるゝ時荒職遅くにして此費に家て是成や
あらんと危ぶミく空印許するうちに御談ありしうちに火事と申
ても今度の火難なハ江戸始りて大変あり就中類焼の荒中
武家江戸詰公私に付て益なき上疲弊くあるへし尤なる御談
とも存し廻式変く在所の帳おハりたらんハ若事と好む

大名もあらんとの事ハ更に手廻し中実あし費のみ之早速
仰されけるよしと大音にて申けるに諸人の前にて空印
申されしに各荒職一変して御帳たゐなり従く在所に張下りる左
江城に速縁によらぬかる御仕置諸人も申様に空印の中きれ
しと不害するの者多かりしに或人申されしハ実々ふ伊豫
ふ筑前中納言秀秋は味方申されんとの義を井伊兵部大輔直政
まて黒田甲斐守長政より内通せしかるハ敵より或飯を直政申上し
と

一
大神君は大音にて何とや筑前黄門らしく切すへきと申するとの
上意候方に利多く御座の疑出来てたゝひに思ひて候　也ば也へしと申
儀しきく空下荘の人大音ハさの節ニ意味ニ至しと被申けると也
御本丸は類焼の節は旗本諸役人府中并諸は番所の中にハ其勢
方の宜変も有之又大きに不都合来ある方様も是之ニ付向後のは為
にも有之るは吟味の上委細の沢と可然　治付と去る申節は二付
人よ仍く持之外御座を以被下之候御府様も有之候之右は詮議の
判節得料肥後守申されは候ハ向後のは為と有之候ハなむの義よ御沙汰

我ホ候ハ不敬して罪とゝるとく有之道程の様よ之致候ハ子細を尽し
年中
権現様は入國之被成候以後七十年に及ひ御沙汰は当地まて今度の
如く成る大火と申候ハ無之候は去よ依て大火の節ハ如式を勤
候様よく有之は定法なきハ御深慮の様ニ存候得ハ今度の義を
之通りよ成ま之自今以後大火の節は定法とまつく急度
之　御出候様よは急有度事よ候とこ申候よ付は詮議なし小
事候とく之

一江戸大火の時保科肥後守松平伊豆守へ申されは今日の大火ニ
御三家方を始め　千代姫様　并典厩様方の御安否の儀ハ
如何御座候やと有之候へハ伊豆守申候ハ今日の御夜込尼様
の御事ハ兼而届不申旨ニ申候へハ肥後守重而ニ申候ハ
公方様ニハ今程西丸ニ被為成候　御機嫌安座の御事ニ候へハ
御別条も無御座候唯今迄も
御前より御尋の儀無之有之候御帯各中ニハ如何ニ候御上との儀
如何や御座候御届ニ及申候しく有之候へハ伊豆守ニも承知

の通り御尤ニ候とて早速御使土居を両人ツヽ被遣候處越候由
其刻一度の前中肥後守へ申候ハ今日の火事ニて八百許築地
の御屋敷も焼失御類焼当るべく候御家門衆迄も無恙候得共
ともの御大名も御座候ハんや申されは伊豆守被致御推量の通り
定て千余屋敷の儀も類焼と存る事ニ候へ共何れも唯今ニ至
まも御沙汰の通り御三家方并典厩様の御安否さへ未知不申候時ニ
の儀ニ候へハ此肥後守様妻子共の儀を被為次第の事ニ候と申されけり

一松平伊豆守伝説実ハ大河内金兵衛元綱の子源右衛門正綱の嗣と成る

幼名長仁卿と称し申ける
厳有院様御誕生有し時より御家人にあまされ御抱相手にて出仕
ける大殿の御寝殿の軒に雀の巣をくひ子を産けると
若君ごらんじより御覧して長仁卿に取てまひらせよと仰
けるに年十二歳なれはいかにもけふましき由を申けるは驚きて
然共あやせんかたなく見上て日暮てこなたの軒より梯さして
登りて思ひ引てとる〳〵しとあり合人〳〵進めれは力なく日暮
に思ひのほかやう〳〵つかひ得るの雛捕して御壺の内に

ぞつとおりつ
大猷院様御力とらせ給ひ障子ひらかせ給へは
御養所より火元て出させ給ひ御覧ずるに長仁卿にて出
大猷院様御ハ何故にハ来たるぞと御尋有しにけふの直殿
の軒に雀の子産けるを見て余りの淋しさにとりかふに参りてゆく
中にハやう〳〵己が心にハあらじ誰か教へけるぞとさま〳〵に御推問
あれとも幾度もあらそひぬ年にも似ぬ不敵なれはとて大なる
袋の中へ押入て口を御手つから封しあひ柱に掛させ給ひ事の

よしやそのまゝに中さぶらんほどハいつまでもかくてはへく
侍けれとも性弱をかへも疾病によりて常の御座を出させ給ふ
御臺所ハ早く心得させ給ひてかれか幼き心にて身の悲しさを
知り給ハ
御子代君の御こと申さる事ーを深く感しおほひ女房ともか
御育て朝服をめしてさへとて賜りて又口を封しおほひて
乃り臺縫入せおほひて又は推官あれともつひにそ胡扇をは
御臺所御ことひ云ありしかハさらハ重て懐めよく御きて

御叔しあり
御臺所より何もものかれハ今のんなて生立さらんには
御子代の為にハ双なき忠臣にて二振ハめでたく勝の今に悦をせ
なひあるとく

一

松平伊豆守信綱ハ大河内金兵衛と云代官の子なりしかむかし
松平右衛門大夫正綱か甥と云を以て幼少なりし頃の如く召され
猶よこ候右衛門大夫猶座しける后に則て長四郎二候許中上云真
侍ましと申ける右衛門大夫をめ部なる事かやと尋られある

別段にても此ハ其ハ御代官の子にて此へハに悩しく此へハ忍ひなから
御苗字を茅御養子ニ成度由申ける右衛門流石にいとけなき
子心にて仰とても女名を捨て我養子をハ望むやらんと尋ける
けるに長次郎重て女名まてハ　上の御近習付ひさかし御養子
ともなり申様あらハ若や
御座近く御奉公もなりやとかくハ存寄ゆへかくなしく申
けるを聞右衛門大夫不便ニ思てさらハ様子ニすへし父母へも
達して後ニ其孫苗字をも遣すへしとて挨拶有しに

長次郎此段を其ハ両親へ今晩早速申遣すへしとて今日
より松平を名乗申せハ支拝とこ様御心へとて其様ニ御
家に止宿せり右衛門大夫も両親ゆへ申遣しやとあれハ家早
申越しけり今日よりしてハ松平長次郎様と呼ひける是
孫四郎八歳の時にて長次郎と申せし頃の事也

一　孫四郎御小性の列にて在　右出ける事御小性の列座法ニ
御用有て　右之時御筆出ても其一座の人右ニ座する御作法
なれハ名々其挨を守りなから来し若党の集りなれハ我得

ふるまひては次へぬけいて休息なされハ長門守も常よりも
欠を追ぬいて法示を退く事なく毎夜法出し御用を承り
一 惣よりり上機根の者よく御目に留りしは此比西丸へ
成せらるゝとては道筋は法の稽古仕り並させられんと
思召されし長門守は法術しけるに此稽の及ぶらけん
御意に付ては今少し及せて仕り並すべき者申渡へよくの後を
少しよく腰より扇子を取出し二三度宛き是をいふく
此後に一中分やと伺ひ時に丈をも今少し続きとの　思召を承り

又一方さへ御目に掛るこそ後まて一段宜旨
台命を即役人にも扇子を以て開きて申渡りるさの日大音石の
御恩に語りける是出身の始とかや
一 寛文年中松平伊豆守信綱京の大仏を木仏に替へて銭を鋳
させられし今の寛文銭なりとぞ誠に天下通用の宝貨の中す
一 きうりあけしを拾ひ上ケて世のうる所ひとなせし大切並の人の
渡世にしきく事なこ様今も上総より始めて近年修造の銅仏
六七万もあるべし是を合せらるゝは大仏なりとも論ずるにもなしく

霜露よさらぬせんより上下万民の助けとしかるべきものありしまじや
史並二枚やうにともせめて銅佛器割しかるべきものに二枚

一 明暦三年江戸大火の時互列裁判所ゟ子迷在江戸の諸侯不残
帰國の御暇并下すきこと須臾へ発足なり紀列積宜々以の外
御怒並帯たとひ在國にても勝手次第交時節之且是程の事
一應ハ此方へ相談にも不及法組不覚法之極よ思召御勝手次第と
の事互列にて甲早く御郷へ御上京此度諸大名へ御暇に下し申せ
御不審の旨取り来るのよしに候申以前ハ此方より御好かつて尤も不

如何之不存よって御暇不残并下ル被よ致しさせ御譜代大名なとハ
たとへ在國中にても此節ハ留地へ勝手次第参府事に候處一旁御合点
不参之上此方へ相談にも不及如何の儀に候へと仰互列始従覚
かね難指の儀御相談に及申候てハ何角の御会議に延引よってハ家早差
も無之候處此度御比りに合申候覚説にて子迷に仕出候様に仕候共變え
火災諸侯上中下之郷不残類焼仕候へハ居申へき所なく御暇に下
國元へ在帰候へハ上ハ不及門小枝橋より家子家来之儀よ候へハ
上々居宅之 御付同事にて上諸大名共蔵すきよく火入旦又

町人共ニも不残焼失仕候程之不法大名大勢江戸小路在之候て八
餓飢ニ及ひ候故大勢江戸中小流浪致し諸て之外の者共一揆も
出来申候哉と存候ハ悪しく申候共何と思召ハ逆意心元なく思召不存て
候若逆意の徒有之候上ニ江戸中にて致逆謀申より西ニて
逆心いたし申候ハ此方の存勝手ニ罷成候ニ存候ハ江戸中ニて
事出来申候て八手当て仕候ニ付候ハ国々ての働之候ハ此方も殺くゝく
手当いたし申候へハ防申儀ニては应々加様ニ被思召出候程之外
仕候とて上々ハ大網ニ候様の外ニ御感心ニて被なし之と思召けり

一
松平伊豆守信綱若年寄役の時分ハせちべんなる様子ニ夜御談多く
能之中ニても謝る者もありけれとも大器格別なる天下の白髪
毎夜風雨の時分ニ心さきわとし候後の足代ニ以下夜去らくむる事
見苦しきと伊豆守見らるゝて不知ありけるハ荒せの不聲より白
衣を用ひよかし候て大ほれ入ても見苦しかりしと申付られ
ける又所々の悲ひ返しの鉄釘一本の代金或分ツゝと御帳面西方
市々迄申と伊豆守ゆれていらよ　御城の御用之とて料もなすき
事之家食あとて下々の指料の服花これハ焼刃もありかしハ

鞘ひさるまのふて釘より用んむき宜しく一腰の拵し百足程
もちゐ是を釘の代にもちひよくいはられて鉄釦の代以下なる
極りけるとかや

一 松平伊豆守信綱老職の節正保の末ッとよ
厳有院様御元服大納言に任せらる則御廟参ある可しと若君
御三家の方々の御相残ら供奉ある可しとの御ことよつうく
上意を執事老臣御白書院よして披露せしに紀伊大納言殿積宣尺

一 宣ひしハ是ハ各へ相談中あり新大納言の供を大納言の仕るまり

若しくる事ならや有職の古実不案内なる事らべくむつかしく宣ひ
けり流石の執事以下返答なかりしに伊豆守早速に挨拶申
されけるハ今日の御供賛
公方様御先の御事より御三家よもに同道との思召なるとおそ
とやされて手紙首尾能御社参も事済此供奉と同道ときそ
御のあやこ庭後の公方若庭の公方縁系ましく申ましき候に存
まして申しく追知よくハならり

一 大猷院様御時松平伊豆守に右筆よ御用の事ども御調させ御時分

急く事ニ候ハ静ニ調候へと申候ハ急事ニ候ハ早く書候へと可申処
を却て静ニ書候へと申事ニ候を申候て其の外意味有之候く
存候ハ惣て上の御用と申候てハ誰ニても油断ハ不仕候儀ニ上ニ
ハ申もの様柄ニ任せ候て急ニ迫り申対候へハいよく心せき候て不存寄
不調法も仕出し申候ニ付其を伊豆守能合点被致候て急御用ニ候ハ留
静ニ書候へと申候へハ御祐筆の手を落付申し事ニ御座候ニ付急ニ
調候へと申候へハ書損なとも有之又ハ落字なとも仕候ニ究り申候ハ調
出し申候度却て遅く罷成候ニ付かくと申候ニ限り不申筈事ニ

此段御座候ハ右伊豆守申候由名言と存候

一 松平伊豆守法体被成時
大猷院様より茶杓白き徳利を拝領仕申上候ハ私儀日頃古今云題
の名酒を貰ひ申候　上覧不被遊候へしと存候へ拝領仕候
として御座候の上へ拝受申候ハたしく小鍾全くて御座候
大猷院様　御覧之控物く其家事之注挿なと名酒を貰ひ候る物を
拝受返礼よハ何とそ可致候　上意御座候ハ伊豆守申上候ハ
此返礼の仕方ハ　御上へ御頼申上てより外無御座候と申上候ハ

上意にかなれハ知らぬく御座候て御笑ひに成候ハヽ伊豆守も笑ひ給ふよ
御渡候ひし返し申せとて又ひろひ集め持参りけるとなん

一 松平伊豆守小石川にて禅僧をあつめしして金を取り我か女に通
せしよしにて事露顕自害のよし申せしを安藤右京より
仰せて御穿鑿有りしに婚姻さるゝ之豆州病後出仕に
大猷院様仰られしハ右女河越の生れなる故まつく〳〵ひそかに宮お
して百まで婚姻しと右京感して
御前まで申されし時豆州さるよハ何して何もせんきの上にも
知れ申さぬと取りこれハを上の不當を加へて取り落しける
某とても先ハいつれもの僉議より上に僉議をへき申すなれそ
某からけ申さん落しけるハいつまでも僉議のつまりける上なれハ
全く某か智にあらんとありしを御感のよし中根壱岐守かたる

一 小島宋徳いまれし松平豆州のいまく我ハ智者にハあらんさし
問ひおもひつきしことくいさゝひらんしてもを上の理ハおほ丈夫
大炊頭殿とハ智者といふへし日を経てゆんきれハ昨日かりふハ
猶しこうり智の湧出る中しある人々く嘆せられしと也

一　松平伊豆守信綱を東福門院御所より御用立たく存せ
十余ヶ条の御願ありしハ
叡心より出しとや伊豆守所存ニ十数ヶ条の儀ハ御付らるま
じき道理を復奏して関東へ云上ニ及ハす申披し發明人も
称し我も一己の利口ニ慢せるなとゝいひし諸波守をハ致仕し
て牛込の山荘ニ家居して空下とそ申ける伊豆守居向ひはさよひ
上洛　院中の此法ニ及ひ　女院御所の御願ひ一ヶ条て申止
めし次第首尾しけるよ天下つくし歩居けるヶ更列くれ

られよ　女院御所より然くさらくハ重き御ことなり
御おさまヽ趣一つに御付疑き論くハ其後の才覚ハ一理ならはへとも
女院御所の　宣旨なれハ理非ともに　公方様へ伺ひ申さる
へきことなり当座の理非見申るとて懐く受いそて復奏申され
けるハ　公方様政務ましくなし時節人によこ秘与るへき
御当家御代々の御嘉崇敬さるゝ　女院御所よりの御不審甚
くとさるゝ一二ヶ条もいまた申行はれて一ヶ秘とあらんへし上を
蔑如し奉る覚え京都へも　公方家へ対しいかゝ思ゆる

へきしく縦せられし流石の伊豆守も返答なく涙を流されしし
とかや

一

松平伊豆守従弟方へ土屋民部小出伊勢両人見舞申されしよ
伊豆守申されしハ世間ハ世写風雨にて米穀よあしき時分なり
ケ方の知行所なとハ作物ハ如何よ候哉家子米を斯一申ニ候よハ
作を植させられ候やと尋られ候両人の内申されしハ作を植候て
然候や存し候申由なり伊豆守申候さ様ニ御知行所ハ能合候
事と　上ニ方様も能く御存も候　公方様よハ栽木より

然は存知も候ハ文
天子よ京様ハ寿安ハ好知ニて候稲ハ伝役も長くた文短くとも三節
あるものそてハ成候
帝へ百姓とも二歩の葉を持来し根よ節短く稲の実悪く
候友米澤山よき成不申候由申上也へハ
帝御なれよりハ穴をと征候
然の男之門田よ作る三畝し茎二節是ハ如何ニの稲
と征候彼百姓ともひつし稲の葉を持来し米の不実ある由と

御上迄へとも
帝ハ御存知なくて御座ニ成由へあまされまゐらするまく百姓共ハ
とて相済し候由

一 松平伊豆守殿御懸りハまく鎮本支配つかまつる所二丸御坪の内
大石一ツ二ツ取除せよとの　上意なりしに数百人にても動く
へき石とも見えさりし由ハ御庭ハ狭くして籠り人足の働き叶
かたき旨役人申けれハ伊豆守殿もあへて其石の辺処を石の入
へき程を掘りて其を埋めて石を穴へまくらして今そ

其を運捨るに手写記しく不知しける此格云来く取りて箱根
櫻木坂の巨石往来の為に難渋なる実に或ハ堀埋め或ハ石の頭を
掘切らせ取しけるとかや又朝鮮の者家
将軍家始て　上覧有へき旨仰のありて八代洲河岸に馬場
を構らすく明日の程とありしに其土を築きて取除らるとき
の運送嘆の場なりしハ見苦しかるへしとめ仰せられんと見しを
伊豆守不知有けるハ町中の乾ありに仰せて長さ一丈斗り高さハ
馬場其手の料を以て数百掘させけるとかやさて後又曲馬此度に

て御覧ありしに今度ハ右帳を大八車に積て引つけ来りけるに
積重ね鎧をつゞて金庫なとのやうに塗立てその上に青芝を
附させける八町の堀石なりして一夜の程にそ抜けるとかや
一　一とせ騒動を語らひ出して吟味の家中松平伊豆守近侍の内にて
張本人の事取かゝりしか中途にてへしと伺けるといひしも果ハ
先をする事よりも急にてする事ありけれはとてもかなはすして先の家にて
も事済ありし急き銘の者とも相ともに云て自分も支度して
かたかり酒井左衛門尉中より役中此の取をもって存命不定に候

急き各彼宅へ参りしと右筆に書せ難出候以下先にへ
翌年諸人の噂中にも稀も限りあるハ左衛門も病死せり
さんすると云ふ事にて牛込の左衛門か山荘に引向ひて何れも列座
の上彼家来を呼出し我ホ家来酒を出とすといへとも謀反徒党
の儀ハそれとして取るへきと家来子細を取かたく何とても然るへく
は事主病氣と申入りしかハ委細を申せと評定所にて上
とも書留させ則ち其悪黨共捕られけり除き申尚其事を
早速に左衛門病死と云ふなしける其智庸人のうらしい

知るへきこ變よ非は井伊酒井板倉井伊直孝こそは仕置の誰こと
人と成しけるとそや

一 或時陸奥守忠宗の行列よ　御城にて下仕舞し明組の者行逢
入けるを見て先を引よとて行あれハ逢まゝてあんとされとも
けいきくてあるに陸よ日比谷の御門につきゆき抜て一両人
引おろして切られける此事を明組支配の何某松平伊豆守へ申出て
陸奥守へはたくりの事を訴ひけるに伊豆守もあへは是ハ同役へ
評儀あるまても無し々我の事表立ては殿は旗本の武道に障

さるへしいかにもあまへは各々能々勘弁せらるへしよ小身にて歩行
せんよ陸奥守か押て通るハ二三町も先よ見出座すはそ夫を
うちくく供の者の中へ割入さるハうつ事ある一ッ之彼家来とも
引包ぬけいとて富不すそののきくとりしたるうつ事ある二ッ也
迚ものかれぬ事と見きわ手を束て切死にせそまへかりしを
折(首)をよあふ迄よううつけたる三ッあり臆病者を召仕まへ
ても智なしたとへ　君よりゆるされとてもやうかよしと八仰
ましてこと上陸奥守ハ天下の大名にて先祖よりの旧家なり

くるを新組風情の者の相手にハ往昔の忠へきや諸子にハ旗先を
割至るハ赦し置かぬといふハ掟まてハ定なれとも世の至例に
其老ぬ子供ら弟ら父兄の敬と思ひて陰更ちを赦しけらんハ大孝
大勇なるへきそとく申されしとなり

一 松平伊豆守信綱 大猷院様御逝去以後ハ人来る時ハ御用
志る時ハ敵をくひさきしつつ能至る對面せられしに後にハ家来ナ合
点いたし敵を会仕也これ時分用を申ゆせしとき伊豆守常に
申しハ 大猷院様を日夜紀書臥に載き居られしと存しへハ

万事に付 大猷院様 御上覧を恥る事なく存しとそ

一 伊豆守病気にあるときに常に申しハ病老とて隠居なしなと
仰付ハ様にとのる事に常に以て殊なき何時まても勤 御城まて倒死
を殊にしと依て毎日宿を出られし時ハ必定 御城にて死ハ覚悟毎
度家老中に申付しおるとそ

一 松平伊豆守信綱常にハ床子の肩衣を着用せられ其上に頭巾を
もかふり申されしとも評定所へ出席の時斗りハ己をしく床子
肩衣に頭巾をも着用ありしとなり是皆人この為に申されし

申すに程く板同人病氣日をふる事くに重くなり候よし
重りけれハ養母子息抔皆々枕元に付そひ居りまし中養母の
申さるゝハ病氣大切と見ゆれハ申之只今迄ハ後の世の事申すゝ事よ
據ひ申されしが此上ハとも是非なれハ萬事打置て後世のため念
仏申さるへくとすゝめまいらせられしに深く思ふて御恩の深き
よハ此上とも私事幼年より召出されし格別に御恩を蒙りし身の
なれハせめて其万分の一とも御恩を報し申度常々心かけ
少も其及申さぬうちに大病なれハ精も更に外の事のみくされハ

少しも御奉公の事をこそ心かけ申候へハ御奉公くとハ唱へ申て
存念仏申さて唱へ申ば御身よハ称もこれ申すへく旨へ申されけり

一 箕和田といふ処ハ雛の多く出る所にて其所の雛を町人に百両の運上
にて請て毎年是を江戸へ出し売けるに自余の町人吉兵衛
にて請下申度所 此時ちに曽我源九郎へ訴訟しけれハ
上様より百両の御徳行る事なれハ同人致され誠是の所へ出ル
彼老中へ伺之所 仰付のよし之依或日に彼者出けるに源九郎
右の趣を得さる(?)へ伺申されけれハ紙思案しゐくく

弐百両まて前々請中難を六百両まてうけ徳をとりしは是より
難の出後ある事よりして利をはんとのうなりしきうる時ハ
江戸中の武家町人の難儀なる事し弐百両のものを弐百両まて
請元難の出後下出ニ改をへきと有りハ新法をとし
上様より弐百両の御徳附られハとそてさハかりの事よあらは少なり
とも言る事あらハ法人のなげき之へと上人の請合有ものを暇ら
せり落る事本意よかりしは夫をよりせなハ訴訟も多く起り
あん筆紙に尽有へし是ハ前々のものよ一段 作付との

事よりてれさまりけり

一 厳有院様御初雑の時水戸殿の家人出条の人ときうらへありけり
ほしなく月次の御出仕よいつくかりしに松平侍従之者従姫太田備中守
をも招かに招ひて水戸殿今日の御出仕をとゝめられしと申へうり
太田急ぎて来るに水道橋のほとりにて水戸殿へ来りあひて武
よしを申は水戸殿御章色快ろは御出仕ける事しと仰け是ハ
太田某よ来りてとゝめ来しもよしくて来りしに御出仕あらん
よハ某両目を失ひはすけて某か為に今日の御出仕とゝまりしも

まいるへしと申けれハさらハとて帰らせたまひけりさて夕方御機嫌
水戸殿へ参るまことにある御無縁の御かりとて途中より御機嫌申へき
事なりとて参り給ひぬ御寝所まておはりとも是非に入参らせ
まいと重ねて申けれハ何ともおはしけり機嫌衰く申候今般太田
としては出仕をとゝめ参らせ殿にハ御心よりなされや御いへき来部
もちらひ申せしにハ為代いまさし

一 御幼稚にましませハかゝりし事おはしまし小度の出仕をとゝめ免
されなるも御ふと今日の出仕の事なとしも存けんにて

限りなき事　上の御威光とあり侍るへしとなる度之次由申奉る
ちんとて見参にハ入侍りしと申せしかハ水戸殿大きに感しおもひて
御心忽とけぬりける太田ハ水戸家によりて足を使にハさうしぬ
るとかや

一 松平伊豆守信綱ハ人に易き方もなしにハ天下の政仕をも成給ふ方ハ依怙
贔屓をもしきこるやと申けれハ信綱申さるゝハ依怙をも申しきこるや
あり贔屓ハ致へし夫といふハ公儀にあるものをおく
て能公儀にまちしは勝ハ其見をかへて公儀に出さるゝ贔屓なり

依怙とハ公なるを以て私なるものを理と付勝させける依怙
なり役人のましきハ依怙之贔屓ハ役と申されしと天性氏
語りし
一 むかし　右大臣家之時さた七まひ　将軍家いまた幼稚
にましくいる左　将軍家の御附ハ國をも郡をも終ハ縁をも
付をもあておこなはるましきにて月々年々にたゝ此尚代につゝく
語にさるなあしかくてハそて年公の労をもすくさぬ身に給ける
尤をもさくめんやといさむる人もそしる人もありけり然後是と

以て　君いまたいとけなくおはしませハ今にて功労ある
人に恩賞おこなはるましきにあらんにたとへ恩賞をうけむる人に
ろこふなりありとも又そしる人ハ　君ハいまた幼稚にまし
ますを諸執政ホ人なきに付てかのまゝしくかたさるの人々を
のミ執し申ありなといはんにハ終をもとめ徒を取ることよハ
あらて恨をかふにこそ行れとて
将軍家まつりことをミつからしらしめすハ終にいた事
なりしかとも人をふ行へてたここうねさむんなく風彦し

かゝり是一ッ天下の大名の代〻年〻人質を出す時ふくして
もしくはかへさる是二ッ近世のならはしなりし殉死の事
きびしく禁せらる是三ッ中にも明暦の火災には城郭もしく
灰燼となる人民多く焼爛もかゝる事はいはすしてきゝても
つたへきまく後の世にもあるへからぬほとにして去年の逆徒由井正雪等
ら火をはなちて兵をおこさんと斗りし事もありし是ハ云ふ
兵革にはあらしと上中下の心も志つかならぬ此世の時紘縄の左証に
執行事をふ皆此の示をかりてほしくなく云外まて志つかなるを
まりてむかしにかはらぬ世となるかゝる事なれハみないにしへの
名臣賢佐にも恥ぬ善政にてありけり夫も執政の人々の庶幾一
致して一揆もなくありけりあらためし此しる事ともほむる事とも
綴総ある人のちからしも中〻に世にいひしるすも是尽かしなから
名誉のいさを示之

一 柳生但馬守宗矩ハ大和国にて世〻柳生の庄の地頭也関ヶ原
の戦の後
御当家に仕へ奉りて父より剣術を受伝へ無双の妙手と呼へ

てける
大猷院様御年若かりしより兵技を好ませ
あひ宗矩御師範に参りて御心をつくさせ玉ひ頗る妙を得させ
玉ひけり只武藝によりて其人を信し致させ玉ふ人々おほかりし
なるに實にこそ技によつて治平の政事を喩し申けるにや茲
に御側の人々に天下の治は但馬守に学ひて二ツなき大術を得られ
よと仰られしとぞ申伝へける宗矩年老病重かりし日も度々も
家に入らせ玉ひき正保三年三月終に死しくなりけるに是を以
ためしなき贈位の事を執し仰られ従四位下にあけさせ玉ふ

とや宗矩死せし後事に臨みて生て世にあらは尋所ふへき
ものをと深く惜ませ玉ひしは誠にありかたき事なりし
一 板倉伊賀守多年京都所司代相勤候段申上候得とも老衰に及候者
云々由にて　御免不被成候て後江戸へ参り候節直に申上候処
台徳院様御意に成程候得共尤被成候へとも代りこれ　仰付候人云々候得
兄共勤旨に御座候得は伊賀守に申上候ハ大勢御家人の内私智に比候
人云々と申候事当家を存候是ハ候云種に存旨申上候ハ兎角
御前の御目利にて誰も勤申と申　思召候人云々申候て伊賀守

目利ニて申上候へとの事ニ候伊賀守申上候ハ私儀ハ常々京都ニ罷在候處
江戸御家来の人柄不存候へハ存寄申入候やうも無之旨申上候處又夫々
一統と存候者ハ無之哉と申上候様再三　上意ニ付伊賀守ことに申
候ハ左様ニ御座候ハヽ件周防守へ被　仰付候様ニと存候密夫の首切
申様成者ニてハ無之由申上候へハ　此一云々の儀ハ其節台徳院様ニも御合点と見へ申候数拾年者候へとも合点不参候
台徳院様ニも定而なき事ハ御安堵ニ候　思召候旨ニて伊賀守御暇被下
帰京候以後周防守へ被　仰付子迷上京候て伊賀守と替り申様ニとの
儀ニ候不肖周防守不存寄申ニ私の不叶ニて京都御仕置勤の儀一大事

とハ不存寄候大事の御役候処只今御請申上候て以後ニ仕損しもないいで候てハ
御為不宜儀ニ候間御免被下候様被申上候ニ付被　仰出候ハ其方親伊賀守
目利ニて其方一統申上候其上ハ御吟味申上ニ不及旨重て被　仰出候へとも
周防守たとへ伊賀守申上候ても私心ニ請合不申儀を申上候儀ハ不法
成候間達て　御免ら被成候様ニと申上候て中々合点不仕候ニ付安藤
帯刀江戸ニ而勤罷在候周防守と別々にもなし申候左候老中方帯刀を
招ニ而御自分ハ周防守とは口ニて候間御請被申候様ニハ可申一有之旨
被仰候帯刀被申候ハ中々承引一往とハ不存候得とも申て見へ申旨申候ハ

とや刑の儀も無之候ハ、大久保遣シ申ニて上り候て紀州へ罷越候處遣可
申与存候て氣ニ入候とて後ニ此ニ申候亭主も追て此宮の儀帯刀
ニ被申出候と存候ら、帯刀も亭主ら云出さうニて存候てたのミ不申出
既ニ帯刀帳元として庭を之被申出處周防守ちゝ〳〵慈て被此宮ニ手前
可申候ゟ申候ハ、と申候ハ帯刀被申候ハ、成程ゟ申候ハ宮仁ニ方ハ京の
訓月代役料申宮殿と存候よしと申候ハ周防守殿ハ三方も九相ニ
ニ存候て殊重不少ニ手前の不才ニて八幡とて終ニ不申候と申候
之時帯刀被申候ハ、や不才ニてつとめ得候と申事ニて八無之候

方腰ぬけ申候處勤候まいと云可申ニて候と申候ハ、周防守殿ゟ
被申手前腰ぬけて候ハ、此方の役ニ被申候ハ帯刀ニ之時被申候ハ
能合点して見らまし候ハ親ゟ見立てニて方へ死と申ニ付　上ニても
被　仰付候　君父の御意と云物ニて候外ニ而被　仰付　思召無之
ニ付如此候ハ、此上ハ辞退ニ不及事ニて不及是非と云内ニて候ハ、
兵被勤候て仕そこなひ候ハヽ腹を切てのけ候ハ、よく候夫ゟ海先生考
候ハ腰ぬけと申物ニて候是程ハ方様ぬけ候事とハ不存候と申候
ハ周防守合点ニ被成候得共上り候て上京有之伊賀守小對面して

此度代りニ私を御見立ニ成候て御上候段御慈悲有難存候へ共御情
なき義ニ候とて落涙候ハ伊賀ハ是を附披ハ此度ハ世話をやらぬと見へ
申候ゆへつい火子ニも行いたし申事有之候と申候

一 ある寺の小僧親の方へ参候て住持の仕候様子無理ニ出家勧られぬよし
右度親ニ叱り候ハ右小僧申候ハ味噌をすり候ハすり鉢を悪敷とて叱申候
雪隠ニ参り候ハ長く申候由眼目つむりを割らせ候度すり候ハ割様ニ
悪敷とて叱申候由親聞りて夫ハ気ノ毒成義ニ候九ケ條法式ニて
夜返し下さとて寺へ参りて右の段申候へハ住持申候夫ハ相違ニて候

味噌ハすり候ハ縁ニ流るを鉢ニ入て杓子ニてすり
候度叱り申候其の証拠ハすり折候杓子是ニも進いくつも出し見せ
申候次ニ雪隠の事雪隠へ参候を叱申し此節客人の為ニ新敷雪隠
を申しらへ置候此小僧用事を申付候ハ其節雪隠へ参候とて右の雪隠
へ入り寝て居申候度叱申候其証拠ニハ右の雪隠へ常ニ鍵をかけ
置候処鍵を打ち切候鍵を引出して見せ申候次ニつむりを割候
ニ眼目つむり割申いて繕すり候節割せ候へハ腹を立候ゆへ気さと
指僧のあくまを態と切申候是を見候へとて頭巾をぬき候へハつむりニ

七八而も難判在之候ニ付親類ニ被申候公事被成候ても此意ニ可
在之所に有之候ハ無之其理なるを申返候て存候事も在之人無之
道理とも存義有之候ハ左様ニ被成候ハ末遠の事後ニ知れ申候ニ而少年
忽ニ一偏ニ成候申事悪敷候此処さへ能能考候ハ列ニ寄らぬ義も
有之とて申候周防守此訓戒を忘れ不申候て父子共續て良吏の名
を得申候周防守公事を聞申候節自身ニ茶を挽申候て障子
を隔て聞申されし心の静申ニ付候ハ茶のおり中ら（格）荒細ニ在之候中ニ
ニ付候ハ茶を挽て後ニいたせて聞申候ハ其居間より愛宕山見へ

申候由公事の場へ出申候時ハ毎朝愛宕山を遥拝して出申候やう
の義ニ付て尋候ハ公儀の御名代に成候て公事を承候事一私の一念
起候ハて誤殺ニ申候へと心中に誓候て居出候由申候由是程ニ誠心を
盡され候故ニ術勝なる事ニ候

一 板倉周防守重宗京の所司代ニなりしに江戸ニ下りけるとき松平
信綱對面し
公方様も政事に御心を盡され候京都の事も委細ニ申し上度
候是より後も同職ニさし越れ候書状京都の事詳に記され候へ

といひしく周防守百二十里の行程隔りしある事ニ何程ニ聰明よ
おはしましとも及ひかたしある事ハ得知しかされとも左よ
周防守を京にさし置玉ひし事なれハ中々上ミにも及ひかたく苦へ
しかるを扱ハ周防守ハ身を被きものゝと感せさせたまひけり

一

一と勢

大猷院様御代の外に不例御座ともおもひ一並病は絶へさせたまふに程く
御大事なれハ京へハ十八日を限りて御早打之院方よりこそかへらせ
たまひけれハ又京へ早打有しに板倉周防守重宗は其の書状の外

近く参りて獨書よ猶座敷より出させて御請延引のよしくは御用の夜
次中根壱岐守殿近の御大事に座敷の様に興ハいかにと不審ありし
かく氏吉披露有しかハ　　上にハ殊に御気色うるハしく
京にてもよくしくさはきけるとみへしりとの
上意之趣目酒井讃岐守　　御前へ法出ける節右の事御
有けれハ讃岐守扱ハ京にても殊の外騒ゆとおほしめし上
御前を退きける時壱岐守によくしく不審して讃岐守にまこへらく
只今の御上と御前の　　上意と割符を合せたる様にこそ

此ハ私欲中思案仕得失勘ヲ経通シ申候ニ申也ハ候波ある哉
ひ京都の町人ささき出てハ割しかとも合点すましく御同代申う
てらりに於て見せねハあかるねハあかるぬにまかされしこと波る老後
迄此事とや出されしけり哉に君臣合体の御世に帰りけり帰也
ならハあからしく覚也

一 板倉周防守重宗
大猷院様ハ幕府を是作りて守る是ハ
東照宮の軍陣にハ御舅ヶ統きしく　作ら出しさる見るくつまて

習ひて是居当自分作りて是上は若此用ふ此て御役も調進
仕と申上けり
神祖の小身の時かゝる節事をも御存にて業を創め天下の主
となられしかハ守成も君も下情に不通にてハ叶ぬ代そと思召
して倫に業指より勢て深め置るゝとなん

一 又或人長崎奉行となりて京にて板倉ハ別当を告く列に
臨んで板倉奥より古座敷一枚をたつさへ出是ハ先所長崎奉行
行中某の我に贈られし所人かの人ならさる度にやめられたり

平常にまつて戒とし今日儀列に猶らしく猶らましかり

一　此周防守京坂守護せしを思ひ合するに妙なる事のおほかりし
たとへば公家の跡文筆をまつらるに嗜ろく振りして二稀思ひしめ
侍舟歌書の上ゆかりへ示かの色紙短冊を不定の段上包を封して
月日印押てかく所並又元の旦月の夕の詠草抔もかならず
かくのごとし次の年も又不定中上名に文筆をて此方の何
も用向にて周防守か宅へ出入の御彼方々されける色紙短冊
等を夜おさむ月の前にて封を切て今年中徒らるとて見えける

此方の姿とや此の跡とや去年よりも殊に宜振に叶ふ服なる
元気なる抔と挨拶してまうし二枚ともに封し花押をかへて月日
附迄念を入堂上方と札をして進上しこの代の公家の此和哥
歌書多くかりし流鞠管弦の道を家業の公卿へいうなれば此館
まて具りなるを考へて遊庭を見ぬし穂ゆしなるゆへ化す
おく家業を嗜まき又実東往来の公卿堪能の人の気うるまし
ハ富士隅田川越しての行旅を尋官せよるよし也

一　板倉周防守重宗所司代の時永忍院と是谷源寛寺と年論之

一方名硯なるへしとて墨を試るに石面自然の洞水帯たの名
ありて西寺の硯同し是重代々の松蔭の硯とて古へよりもてはやし候なり 西寺のなりかく
く奇なる事也とて座下に進し判形を乞ひけり周防守申され
けるハ西寺の上人ハ上智明道なりし世なりに珠し秋ならす
硯ハ殺く不持もせしして平相國清盛の愛玩なりしハ松蔭の硯二面
三面もあるへきにおかり西寺の重寶によてこれをく沙法せらるへし
とや

一 板倉周防守重宗二丸にて御茶上ケ候様に仰出候 御供とき
周防守御物とも御数寄にも御座候とて御紋付の御茶入 御馬下
御鏡を三幅対に致御調進あき一點荒(?)御申候ハ此御物
御意に入申候て大に能く御座候て若 御意に叶申候て大に悦く
ありかたく候ことに申候周防守より不若候迄 御成之御機嫌
候まゝ 上覧之後周防守御成物とも七候今付の若き
老人も日記七十年に余りハ申上候由一段 御意に叶候由之

一 板倉周防守重宗父に劣らぬ名誉の人なり牛込(?)君花(?)門前付
役之 作付候御周防守方へ吹種に参りし不折帯直衣にて

對面之上ニ而猶又忠兵衛申上ル不調法成拙者御目付役人　御付
趣有之存候依之御吟味ニ承候由申上候周防守一段の事ニ聞召被成候
御自分の不調法を可申候隠し置候ニ付其方不調法をかくされ
候得共下々之候役人迷惑ナるもの多くありて候ニ付其方の不調
法を不調法と立候て其勤候ハ　御上ニ而ハ御人多く出候御役
御免を極候て其旨ニ而当る者ニ也　御付之極当るゝ候不調
法を隠し候事前々申候ハ忠兵衛不届者よりて候世間躰
守りよろしけれ共勤ニ付申候ハ周防守人ニ而候ハ是一躰の事よりたく

亡父伊賀守申さるゝ事ニ候節なりし　従て少も不申候御茶
御上洛の節京都ニ於て伊賀守方へ　上意有之ハ其方事年寄候
得代りの役人をと被思召候へとも未思召ニ叶候人もなく候處
被思召候其方儀も代りの役人ニ可成者を見立候へと　上意なり
此ニ伊賀守申上候ハ板倉周防守なとこそ見るゟ可勤ものと存候得ハ可被成
の由申上候ハ御尤ニ思召候　御上ニも同しく御尤ニも思召より
上意ニて是ニしなり其ゟ御取ハいまた御小性ニて御側ニ勤候處
年来斗也　御付候ハ其方ゟ伊賀守代りニ可被仰付候旨　上京被仰付候て

見習ひ申由　上意ニ付京着候由此請申上登りしニ京着の日伊賀へ去
庭文を改め九右ニ下役人を並帳目録を並ひて對座へ集を上セ江戸表
の御機嫌を伺ふ後帳目録を引渡し今日より新司代へ古勤由申候左
条も具のき免ゝるゝゆニ思ひ候て拙者儀只今迄此例ニ些て世間不
存候間往々ゆ不案内ニ申上　上意ニも不及候て一両年も此勤
方を見習ひもらひ度存候と云　作去候間一両年も此例ニて見習て
申由申候へハ伊賀守申様所目の思き殿様のて勤者ともおろ
しめきハ後ら走らるゝへしとて方を覗と予　なすま

いとて見連ゝるゝ人も多くましハ目前速ひゝるへし然ハいとても
速ゝるへし我ニ随ひく存候間ハ我ホゝ以よくしもて成候へとも致ま
ゝる時ハ先方の不當より外ハ是不変候を方の不調法を顧して
勤へしを方不調法を遣され候へハ太儀間ハ不及申西國迄のもの
難儀ニ及候間少しもかさりとや不変候ふ調法
上意ニ候存知候へハ大勢の役人ニ候へハいを器量の者ニ此夜詰ニ然
かしも恥なら候ハ是非ともよりて勤よしや候ニ付ふ時集も覗ニ
見限らましゆてハ日暦すと思ひ此上ハ辞しも申根も云此庭晨以く

請合候ハバいつの習ニ町屋を調並ミ日の内ニ伊賀守ハ町屋ヘ引
越町の名を年寄の方ヘ迎ヘ関東より所司代ニ上リ候ニ付御役を
引渡し御一町ヘ引移候今日より御住並の事不存候方ニ御座
候ヘ共と申上ゲ候ミ後京の名有ル町人を集め基を打候ニ付さミ
ニ今度の所司代ハきびしき者なるそ我等を含歎くる中ニ
心得候て大きに迷惑ニて出合と云て町ハ二三年住居せし故ニそ
我等の批判するものなりしことを内ニ我等も御役を仕るべくる
なりミミ帯伊賀守引受を存候故ニ今御自分ヘても不個法済ませ

あしく申ことを談られ候とこ

一 板倉周防守京都所司代の節牛込時樂彩ト云仁方山の出しの節ニ
御子和様ニハ当父伊賀守後より指使者られしと思候へとも申けれハ
周防守書られ候ハ伊賀守世役勤し時ハ京坂の町人の妻子を勝手へ
出入らせ候ニ付丈或ハ子供の公事ニ出候時ハ伊賀守役所へ出候迄ニ
お袖ニせかり私の丈或ハ子供今日如何の公事ニ出候や
御勝セ下され候へと執れハ如何かるそ指をさし挨拶し出候
事彼若悦びて公事済を待請ヘ入候時其の丈公事ニ御勝セ

候得ハ私子ハ稽古仕候と存付候へハ其言の丈ケ稽古致度思ひてかく
いかしく思ひつれとも元気すのりて参らしく覚候るそひたく
挨拶おけるにハ若輩之者ニ思召候上ハ負候ハ去是非なく
ひらくかしも恨る事無之候らん是我の及さる所之と存らる
れしとそ

一 牛込附楽邦忠兵衛と申しける時長崎の年行司衆御旅て当ら
きし帯大坂より長崎迄の間にて方々より許証差出候を見る
中ニ板倉周防守より差出候口上之文段並有之候ハ旅二三度出候を忠兵衛

訟見候て旅役とくと説拠とも一成文法に不見候ハ周防守ハ名ある人
まて也候へとも学問云之なく文法無変との事と思ひけれし所に何通出候を
見られ候ても旅の足りさる法とは見え候ハ、附被ハ何とそ思案あるへき
事と思ひ翌年江戸へ上り候て於京都対面の時大坂より長崎迄
の間所々にて差出しける口上之文多くハ皆手前よりと出候は口上文にて候旅の之
通見申候時ハ此文言皮藻若云之は浅く候へとも申しく存候此何通見申候
ても同し旅によく見候而へ扱ハ此思案候ての事と心付て去年より此度
是は同様の筆を待兼申候此何旅成思召て此度此方と治らち候へハ周防守

と申ハ其事ニよりてハ天下の事十年二十年の後ニハ当り障り出来候て
評判諸々のよしハ我等の出しける證文ニよりて暴して後事ハ周防守
證文有之上ハ子細なしと申候て下ニ而ハ入世ニ障り事ニ候得
評判諸度とも存候時周防守證文有之候ても此證文の趣ニてハ不宜候
證拠ニ難立と申候て取扱候事も無之あるへし後の為ニ被仰付候
と申けれハ時楽形ニ感 長清夜の御仕置もこそ意ニ叶ひしてと動
しよし

一 板倉周防守重宗所司代の時

禁裏殿上の道迄ニ勝負を挑らるへしとて公家詮議有て
天聴ニ達し中井大和ニ命し給ふ 仰付ける処下人申付の者とも悦ひ
周防守承り此時是を見て倍奏へも不申入 公儀大工へ申付
右被捨候公家衆壱通の届も不有事なれハ勿論の振舞迄取繕ひ
おく実東へ達せらるゝを罪と犯さんとなく申も是此事先重宗ニ
尋られし彼の請状并実東へ申遣ハさるへきや此故条迄清度へ申しに
殿下彼卒尓すへき者ニあらす尋られし理ニ当らハ
禁中の祕之門従よて少将迄へしかくて防州へ立入醫師へ子細申含

られ折節防州参勤するとて此者を伴ひける道中旅宿までよき
席に彼腰かけの事を申に扨れハ其方か心より出しけるか又人の問ニ
するてなりとや申さるゝいや某か了簡を以申セハ夫ハ不学なる事をいたし斗り
まて又外の者にも皆ハ又江戸まて此段悪所ニ極の振に世上ニ沙汰
の旅宿ニ至れた節ハ帰京の後又いひ出せしける防州段ハ其方
までハあらは同する方の所あらん思ひして内裏なくハ古法を
あらふやせらるへきハ新法を以て武家を此せらるゝ事甚宜しからす
利勘なる事ハ王法を破失ふに似たりと腰かけを傍に置たらハ

雑人迄も入込ミ上を汚す者出来へし一ツ成とも上古の風儀をこわ
あらためしれ此事を題とすへし　姦邪ニ及びて上の非を諫す
るに似たり不要に折節し我ハ遠鴻切腹の作を象る迄之覚悟して
破却せしも威を振ふもあらはと言へられけり殿下少くし
さこわあらめハ心得セさるハ無事なとて　姦邪の者これハ
勅勘の御沙汰もやミけり

一 板倉重昌鴻巣一揆の討手として筑紫に向ふ時京都にて所司代
板倉周防守重宗に対面ありて今度の作を承るに學きよし

を読らせけり重昌旣に京都を立て後重宗重昌か討手に下るを察
一 するに少討死すへし再会是迄之といひおくれけり松平伊豆守後藤肥
前に進発せらるゝと少て重昌城を攻て討死せられけり人重宗
に其いとれを何ふ重宗城に一ある者も百姓の身なる故に門脇氏
忽攻落すへしと思へる色所まとらりたとい此城を攻落すとも一揆の
の奴原さのみを功名ともいふへからは其今川方云事の時一揆たのミ
あき城にこもりて籠城するとも悉うち殺されん事を知て
を心一私すへしともやもく落へからは日数を経ハ又他の大将を指向

られんに門脇氏そ生て帰るへき故是を以て討死せん事を知ぬ
といひおくれけり

一 板倉周防守重宗　内裏大上の時　禁裏附高木
伊勢守侍りし時備奏を以て伊勢守二人同しく板倉周防守方へ
以て中セ今度の回禄に諸公家連焼其後家つくるへきやうは
と少しおされて　宸襟を悩さるゝ不之関東より沙汰として
て作りあらるへきる事体かとしく思ひるゝ之此事周防守しきに
能んはいかゝらんにハ関東に其後行るへからは能く周防守にすせとの

事なく三人周防守へ帰りて此旨を申に周防守申さるゝハ某関東
の御家人へうたさるゝへたと父子両代京都に侍りて年久しく御へハ
公家の御為大切に存せる事勿論之ましてこの度の由緒の事痛こ
思ふ之絶りといへとも此事某関東へ申さん事いかにも叶ふ間
からに此旨を以て早速御返事成あるへしとこたへられけれハ伊勢守
上りも此事ぬやもく以営けるすしくく思出しかやすく
中せ周防守さるよ心得させらんよハと重て仰事ありしよし承りぬ
中もて其時周防守伊勢守よむかひ関東の事ハ拙者よく存のまゝ之

此外に上よつきて　御内裏つくり出して参らせまいらせん為関東の
御大事ありて侍るへき惮ある申事なれたとへとかくて申さぬにハ
三人の家焼さらん時我家共も造り出してたへ多くの家作り家も
なくく其造り出してありれいふ事やいかなる事しき某京都に年久
しく侍りて公家の事大切に存し参らする事なれハ某身にて
た旅の事関東へ申さん事ハいかにも叶ひかたき事と存るといひ
けれハ再ひいふへきやうもなくて三人帰りて此事叶ひかたき例の
云る事に申しくゆく　奏聞しけれハ主上御作しさるゝ旨もなし

かくて十月廿日迄て伊勢守へ申へき事侍る僧委充と従ひてまいらる
へしといひおくりしかハ二人つ迄て御上伊勢守へむかいて実子の年
安なる事なとハいかく致これへと申せし事ハ此度へ関東の花聯
出来にて　将軍家此度の事如何なき思召ましく
内裏へつくりまいらせましんるゆゑ御勅諚之次ハ供家の人ものるいく之
思ひなふ赤之是も程なくよつけて松の中にはつくりて参らせしよりの
此事之此たく
上より御とくかりしかとく某申侍んことく叶ふへからよしに於ま申

せしこと之されと又いかにもして人々よ家ともつくりおかふ
へしやひすく心よかくり思ひしかといかにもく此こて関東へ申かくく
此　内裏をこ度昨日よつくらせまいらせあへと申へれと思ひしよ着き
将軍家からはんつきこ度就有たのましくなすひ参らすれとから
まうこひハいかねといひかり僧委の人々悦ひかくと
委関しけれハ　上よハ　叡感尋常ならひかくて又々とは
伊勢守周防守方へ御しふいるよ勢例かく上方よつくへい身ハ心得思へき
事とてゆくよく心得てつゝへ申されよ先日御下されしるゝそを侍

既掌し奉りたらんよハ公家荒の家つくらん事ハ周防守ゝ力よて
あるへき信の身として　公役をかすめて私の功とする事
並しけるへうに此事共日承りし日事細よ関東へ早馬を上まいらせ
此ハかく仰下されし所ゝ関東より仰下されしとやて二鹿関東の
御功をゆるいましめてけり

一 扱今周防守新司代御免の後むつかしき公事にゆりかゝり捌かれして話し
並自分の存念委細よ書付添役牧野佐渡守へ申渡らるゝ丈を用ら
也先例此役初よ右の公事とも捌きやされハ京都の沙汰よ周防守
段さへ此あくてゆて捌蒙らるゝ公事を当新司代よハ未来迄明白よ
さハうれしとて上下ほめ事よ致しけるよし

昌平坂

元治乙丑

国立公文書館
National Archives of Japan